

# 食品安全委員会農薬第三専門調査会

## 第26回会合議事録

1. 日時 令和6年4月24日（水） 14：00～14：33
2. 場所 食品安全委員会中会議室（Web会議システムを併用）
3. 議事
  - （1）委員長挨拶
  - （2）専門委員等紹介
  - （3）専門調査会の運営等について
  - （4）座長の選出、座長代理の指名
  - （5）その他
4. 出席者
  - （専門委員）  
久野専門委員、小嶋専門委員、佐能専門委員、中島専門委員、八田専門委員  
平林専門委員、山手専門委員、渡邊専門委員、渡辺専門委員
  - （専門参考人）  
小澤専門参考人、杉山専門参考人、豊田専門参考人
  - （食品安全委員会）  
浅野委員、脇委員
  - （事務局）  
中事務局長、及川事務局次長、紀平評価第一課長、横山室長、栗山室長補佐、  
柴田室長補佐、糸井専門官、鈴木専門官、駒林係長、鈴木係長、山守係長、  
藤原専門職、貞廣専門職、倉田技術参与
5. 配布資料
  - 資料1－1 食品安全委員会専門調査会等運営規程
  - 資料1－2 食品安全委員会における調査審議方法等について
  - 資料1－3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について
  - 資料2 農薬第三専門調査会専門委員等名簿（令和6年4月現在）
  - 参考資料1 令和6年度食品安全委員会運営計画

参考資料 2 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の施行に伴う  
食品安全委員会決定の一部改正について

6. 議事内容

○栗山室長補佐

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第26回農薬第三専門調査会を開催いたします。

先生方にはお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。事務局の室長補佐を務めます、栗山と申します。僭越ながら座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

開催通知等で御連絡しましたように、本日の会議につきましては、会場傍聴者も募集をしまして、また、Web会議システムの映像をYouTubeによりライブ配信することにより公開で行っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日、農薬第三専門調査会の専門委員9名、専門参考人3名に御出席いただいております。

それでは、このたび、4月1日付けをもちまして専門委員の選任が行われましたが、本日、選任後の最初の会合に当たります。本日は、山本委員長の御都合がつかなかったことから、浅野委員長代理より御挨拶をさせていただきます。

○浅野委員長代理

皆さん、こんにちは。食品安全委員会の浅野でございます。

このたびは、専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございます。食品安全委員会の委員長代理として、御礼を申し上げます。

内閣総理大臣命の令和6年4月1日付け、食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いていると思います。専門委員が所属する専門調査会は委員長が指名することになっており、先生方が農薬第三専門調査会に所属する専門委員として指名されました。

食品安全委員会は、リスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを掲げております。先生方には、この大原則を御理解の上、それぞれ御専門の分野の科学的知見や経験を踏まえ、積極的に専門調査会での審議に御参画いただきますようお願いいたします。

また、通常、私どもが考えている科学は、精密かつ多数のデータを基に正確な解答、真理を求めていくものです。

一方、リスク評価は多数の領域の学問が力を合わせて判断していく科学、レギュラトリーサイエンスの一つであると考えられております。リスク評価では、あるときは限られたデータしかない場合でも、その限られたデータに基づきまして、何がいえるのかを突き詰め、その範囲内で何らかの回答を出すことが求められることもあるという点も御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、食品安全委員会の審議につきましては、原則公開ということになってございます。この農薬第三専門調査会の審議は、企業の知的財産が開示され、特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがあることから、非公開で行うことが多くなるかと思いません。

しかし、議事録は公開となっております。先生方の御経験を生かした御発言や最終的な判断、決定に至るまでの議論を広く公開することによって、審議対象となった評価方法の概要や活用の意義といったものを国民の皆様にも広く御理解いただけて、情報の共有に資するものと考えてございます。

さて、この農薬第三専門調査会では、個別の農薬につきまして調査審議を行うために設置されています。そして、調査審議をいただく農薬につきましては、委員長から指定させていただくことになっております。食品安全委員会における農薬の評価には、代謝、毒性に関する幅広い知見が必要であることから、一般毒性学の先生方のみならず、生殖発生毒性、遺伝毒性、植物代謝など幅広い分野から御参画いただいております。皆様の知見が結集されることにより、適切な食品健康影響評価が可能になると考えております。

最後になりますが、食品安全委員会の活動には、国の内外を問わず、高い関心が寄せられております。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。先生方におかれましては、科学的に妥当性の高い食品健康影響評価が遂行できますように、御尽力をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○栗山室長補佐

ありがとうございました。

次に、本日机上配布しております資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、議事次第、座席表のほか、

資料1-1として、食品安全委員会専門調査会等運営規程。

資料1-2として、食品安全委員会における調査審議方法等について。

資料1-3として、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について。

資料2として、農薬第三専門調査会専門委員等名簿。

それから、参考資料1として、令和6年度食品安全委員会運営計画。

参考資料2として、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の施行に伴う食品安全委員会決定の一部改正について。

以上でございます。不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。なお、資料はホームページにも掲載されております。

本日、Web会議形式を利用して参加されている先生もいらっしゃいますので、そちらの注意事項を3点お伝えいたします。

1つ目、カメラは基本的にオンにしていただきますようお願いいたします。

また、マイクは発言者の音質向上のため、発言しないときはオフにさせていただくようにお願いします。

2つ目、こちらは発言時の内容になりますけれども、御発言いただく際は、まず、お手持ちの意思表示カードの挙手と記載されたほうをカメラに向けてください。万が一、映像機能が途中で機能しなくなるなどの障害がございましたら、挙手機能を使用して挙手いただきます。

なお、途中で挙手機能及び映像機能が機能しなくなった場合は、一度退室いただき、再度入室を試みていただきますようお願いいたします。

次に、事務局または座長が先生のお名前をお呼びしましたら、マイクをオンにして冒頭にお名前を発言いただいた上で御発言を開始いただきまして、発言の最後には、以上ですと御発言いただき、マイクをオフとする形で対応ください。

3つ目、こちらは接続不良時の内容となりますが、会議中、通信環境により音声途切れて聞き取りにくい状況などになってしまった場合、カメラ表示を切ることで比較的安定した通信が可能となる場合がございます。画面下のカメラのボタンをクリックいただくとオン、オフが切り換えできます。それでも状況が変わらず、議論内容が分からない状況が続くようでしたら、お手数ですが、チャット機能を使用して状況を御連絡ください。予期せず切断されてしまった場合には、再度入室をお試しいただくようお願いいたします。

以上、Web会議における注意事項となります。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事2として、専門委員等紹介です。

専門委員につきまして、私のほうからお名前を五十音順に紹介させていただきます。お名前をお呼びしましたら、マイクをオンにさせていただき、御所属や専門分野など、一言御発言をいただけましたら幸いです。発言が終わられました方は、マイクをオフでお願いいたします。

では、順に御紹介させていただきます。

まず、久野壽也専門委員。

○久野専門委員

愛知県豊川市の豊川市民病院病理診断科の久野壽也と申します。

専門は一般毒性です。2年間、どうぞよろしくお願い致します。

以上です。

○栗山室長補佐

続きまして、小嶋五百合専門委員。

○小嶋専門委員

残留農薬研究所の小嶋五百合です。

専門は一般毒性、血液生化学となります。よろしくお願い致します。

○栗山室長補佐

続きまして、佐能正剛専門委員。

○佐能専門委員

和歌山県立医科大学薬学部の佐能正剛といいます。このたび、初めての専門委員として拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

専門は薬物動態学と毒性学を専門としております。よろしくお願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、中島美紀専門委員。

○中島専門委員

金沢大学ナノ生命科学研究所、薬学系を兼任しております、中島です。

専門は動物体内動態です。よろしくお願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、八田稔久専門委員。

○八田専門委員

八田です。金沢医科大学の解剖学Ⅰに所属しております。

専門は生殖発生毒性をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、平林容子専門委員。

○平林専門委員

国立医薬品食品衛生研究所の平林でございます。

専門は一般毒性でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、山手丈至専門委員。

○山手専門委員

山手です。よろしくお願いいたします。私は大阪府立大学、2年前に大阪公立大学に変わりましたが、そこで獣医病理学を教えていました。

専門は獣医病理学の中でも、特に腎臓、肝臓毒性ということで、毒性病理学のほうも専門的に教育、研究をしてきました。よろしくお願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、渡邊栄喜専門委員。

○渡邊専門委員

ただいま御紹介に預かりました、農研機構農業環境研究部門の渡邊と申します。

担当は植物代謝だとか、環境動態のほうを担当いたします。2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、渡辺雅彦専門委員。

○渡辺専門委員

就実大学薬学部の渡辺と申します。

専門は遺伝毒性です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○栗山室長補佐

以上9名の専門委員に御出席いただいております。

また、専門参考人としまして、小澤正吾専門参考人。

○小澤専門参考人

小澤正吾と申します。岩手医科大学を定年退職して2年目になりますけれども、この調査会に参加する機会をいただきまして、感謝しております。

専門は動物体内動態でございます。よろしくお願ひします。

○栗山室長補佐

続きまして、杉山圭一専門参考人。

○杉山専門参考人

国立医薬品食品衛生研究所の杉山圭一と申します。

専門は遺伝毒性となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、豊田武士専門参考人。

○豊田専門参考人

国立医薬品食品衛生研究所病理部の豊田武士と申します。

一般毒性を担当させていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○栗山室長補佐

以上3名の専門参考人に御出席いただいております。

本日、栗形麻樹子専門参考人は、御都合により御欠席との連絡をいただいておりますので、お名前だけの御紹介とさせていただきます。

また、食品安全委員会からは、農薬に関する専門調査会の主担当の浅野委員、副担当の脇委員が御出席をしております。

事務局につきましては、本日、中事務局長、及川次長、紀平評価第一課長、このほか評価第一課から事務局員が参加しております。

また、事務局の人事異動について御報告いたします。

4月1日付けで、専門官の落合が異動しまして、後任として専門職の貞廣が着任しております。

また、係長の原田が異動しまして、後任として係長の鈴木が着任しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、続きまして、議事3の専門調査会の運営等についてでございます。

課長の紀平のほうから御説明をさせていただきます。

○紀平評価第一課長

それでは、資料の1-1から1-3まで、お手元に御用意いただきまして、まず、資料1-1、食品安全委員会専門調査会等の運営規程について御説明させていただきます。

こちらの運営規程は、専門調査会の設置などについて説明されているものになります。かいつまんで、要点について御紹介させていただきます。

まず、1枚目、第2条のところに「専門調査会の設置等」という規定がございます。こちらの第2条第3項を御覧いただきますと、座長の選任についての規定がございます。専門調査会に座長を置き、専門委員の互選により選任するとされております。

また、その下の第5項を御覧いただきますと、座長代理についての規定がございます。座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する者が、その職務を代理するとされております。

また、次のページにお進みください。2枚目になります。

こちらの上のほうですけれども、第4条の第3項というところに、専門参考人に関する規定がございます。座長は必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者の出席を求めることができるとされております。この規定によりまして、専門参考人の先生方を必要に応じて、お声がけをさせていただくという形になります。

また、3枚目で御覧いただきますと、各専門調査会の所掌についての記載がございます。

農薬につきましては、第一専門調査会から第五専門調査会までございます。こちらを御覧いただくとお分かりのとおり、それぞれの専門調査会で御審議いただく品目につきましては、委員長が指定するものとされております。評価依頼等があったときに、それぞれの専門調査会のほうに、その品目をお願いすることを、その品目に応じてお願いするという形を取っております。

以上が、まず、運営規程についてでございます。

続きまして、資料1-2のほうにお進みください。

資料1-2「食品安全委員会における調査審議方法等について」の資料でございます。こちらに食品安全委員会における調査審議方法について、基本的な考え方などがございます。

上の「1 基本的な考え方」につきまして、2行目の最後のほうから御覧いただきますと、食品安全委員会における食品健康影響評価について、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行うこととされております。

これを担保するための措置としまして、次の2番のところに、調査審議等への参加についてということで、調査審議に参加できない場合というものを列挙して規定されております。

具体的に、その場合の記載を申し上げますと、①としまして、調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業、関連企業、同業他社、これを特定企業と書いておりますけれども、特定企業から金品等を取得している場合、こちらの金額等の規定がございます。

それから②としまして、特定企業の株式を保有している場合、それから③番としまして、特定企業の役員等に就任している場合、それから④番としまして、調査審議の対象品目の申請資料等の作成に協力した場合、⑤としまして、リスク管理機関の審議会の長である場

合、それから⑥としまして、その他、中立公正を害するおそれがある場合といったものが規定されております。

また、1ページ目にお戻りいただきまして、一番上を御覧いただきますと、本年1月に改正が行われております。改正された具体的な内容は、先ほどの2番の(1)①のところ以降ですけれども、これまで明示的に書いていなかったのですけれども、今回、委員と本人に加えまして、その家族としまして、一親等のものであって、生計を一にする場合というものが、明示的に規定されたこととなります。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

先ほどの続きとしまして、このような規定を確認させていただくということで、(2)としまして、確認書を御提出いただくこととしております。

これにつきましては、次の(4)にありますとおり、ここに「委員会等」と書いてありますけれども、専門調査会の開催の都度、御提出をいただくこととしております。

この資料1-2の4ページ目のほうに確認書の様式をおつけしておりますけれども、こちらを会議の開催ごとに御提出いただくことになっております。先生方には、お手を煩わせることとなりますけれども、中立公正な審議の確保のために、御協力をお願いいたします。

それから、資料1-3につきましては、本日の会議の開催に向けて、事前に専門委員の先生方から御提出いただいた確認書をおつけしております。

御質問等ございましたら、お願いいたします。

それでは、また、もし何かございましたら、そのときでも構いませんので、事務局のほうまでお知らせいただければと思います。今後とも御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○栗山室長補佐

それでは、続きまして、議事の4座長の選出、座長代理の指名に入りたいと思います。

先ほど御説明いたしました、食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第3項によりまして、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされております。

どなたか御推薦ございませんでしょうか。

渡邊栄喜専門委員。

○渡邊専門委員

農研機構の渡邊です。

座長につきましては、平林専門委員が適任と考えます。御推薦いたします。

以上でございます。

○栗山室長補佐

そのほか、いかがでしょうか。

小嶋専門委員。



○小嶋専門委員

残研の小嶋です。

私も平林専門委員が適任だと考えます。御推薦いたします。

○栗山室長補佐

今、渡邊専門委員、小嶋専門委員から平林専門委員を座長にという御推薦がございましたけれども、そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ほかに御推薦はないようでございます。こちらをもちまして、座長に、平林専門委員が互選されました。

それでは、平林座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○平林座長

平林でございます。御推薦いただきまして、ありがとうございます。謹んでお受けいたしたいと存じます。

浅野先生からもお話がありましたが、リスク評価につきましては、必ずしもデータがそろわないことが多くございますが、幸いにして農薬の場合には、むしろ、古いデータがたくさんあるという状況がございまして、先生方におかれましては、御確認にかなりの御尽力をいただいていると認識しておりますが、引き続き御協力をいただき、正しくリスクを評価するためにこの会を運営してまいりたいと思います。

また、再評価に当たりましては、これまで評価の対象としてこなかった論文といったものにつきましても、その科学的根拠等を正しく評価して、取り込むべきものは取り込むということが必要になります。ますます先生方の御専門の知識が不可欠という状況にございますので、重ねて御協力をいただければと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○栗山室長補佐

ありがとうございました。

それでは、次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第5項に、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとございますので、座長代理の指名をお願いいたします。

なお、これ以降の議事の進行は、平林座長をお願いいたします。

○平林座長

平林でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明がありました、座長代理の指名についてですが、私から山手専門委員に代理をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○山手専門委員

山手です。座長代理という御指名ですので、引き受けさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○平林座長

お引き受けくださり、ありがとうございます。

それでは、山手座長代理から一言御挨拶をお願いいたします。

○山手座長代理

山手でございます。

先ほど自己紹介させていただきました、大阪府立大学の獣医病理学の教員として、3年前に退職しています。

専門は毒性病理ということですので、マウス、ラットを使い様々な実験をしてきましたのでその辺りを含めて、座長をサポートして、会の運営に参加したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○平林座長

ありがとうございました。

そうしましたら、その他の議事に移ります。令和6年度食品安全委員会運営計画について、事務局より説明をお願いします。

○紀平評価第一課長

事務局です。お手元に参考資料の1を御用意いただければと思います。参考資料1、令和6年度食品安全委員会運営計画でございます。

食品安全委員会におきましては、毎年度運営計画を策定し、その年度の各種業務に取り組んでおります。

そして、毎年度、最初の専門調査会の場で運営計画を御説明させていただいております。本日、今年度最初の回ということになりますので、御説明をさせていただきます。

参考資料の1、おめくりいただきまして3ページ目、下のほうにページ番号が付されているものと1ページ目となります。こちらを御覧ください。

審議の経緯です。本年2月に企画等専門調査会で審議をいただきまして、2月6日の食品安全委員会のほうで報告をしております。

その後、30日間、国民からの意見の募集を行いまして、3月19日の食品安全委員会において策定されたものとなっております。

その内容について、御紹介させていただきます。

おめくりいただきまして4枚目、ページ番号2ページ目を御覧ください。

第1、事業運営方針につきましては、従前どおりとなります。

第2のところ、委員会の運営全般についての記載がございます。こちら基本的には従前どおりですけれども、下のほうの(5)番を御覧ください。こちらにリスク管理機関との連携の確保という記載がございます。

こちらのほう、食品衛生基準行政のほう、本年4月に厚生労働省から消費者庁に移管されたことを受けまして、その記載を踏まえて、関係省庁との連携を確保することとなり

ます。

それから（6）番委員会におけるDXの取組についてになります。

こちらは、昨年度から、このような取組を進めているところで、今年度も、こういったデジタル技術の活用について進めていくものとなります。

その次、第3としまして、食品健康影響評価の実施がございました。こちらは、この専門調査会にお願いすることとなります。

1番の（1）番を御覧いただきますと、リスク管理機関から要請された案件についてということで記載がございます。

この中で、このページの真ん中のところですがけれども「特に」ということで、農薬の再評価について、昨年度に引き続き、このような記載があるものとなります。

少し進んでいただきまして、PDFで7枚目、ページ番号でいくと5ページ目を御覧ください。

第5としまして、食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進という記載がございます。

こちらは、食品安全委員会のほうで進めている研究調査事業につきましては、ロードマップと言っているものに基づいて進めているものとなります。

1の（3）を御覧いただきますと、研究課題の選定ということで、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定することを、従前どおり記載しているものになります。

このロードマップについてなのですがけれども、次のページにお進みください。ページ番号ですと6ページ目になります。

第6と書かれているところの上になりますけれども、4としまして、ロードマップの改正の記載がございます。

このロードマップにつきましては、おおむね5年ごとに見直しを行っておりますけれども、今年度がその改正の年になるということで、現在、今後の長期的な課題を整理し、次の見直しに向けた検討を進めているところとなります。

少しページをお進みいただきまして、その間、リスクコミュニケーションに関する記載がございます。こちらは、従前のものに加えまして、修正等を行っておりますけれども、各種媒体、機会を通じまして、リスクコミュニケーションを図っていきたいというものとなります。

少し進んでいただきまして、11ページ目までお進みください。PDFですと13枚目になります。

第9としまして、国際協調の推進に関する記載がございます。こちらも従前どおりですがけれども、国際会議等、対面の会議も増えてきたということで、これまでに引き続き、こういった会議への参加を進めていきたいというものとなります。

2024年4月にコーデックスの会議がありますけれども、この汚染物質の部会のほか、先週、今週、各種会議に参加しているところではあります。

また、次のページを御覧いただきますと、JMPRやOECDの農薬作業部会の記載がございます。こちらについても、引き続き、参加をしていきたいというものとなります。

以上、要点だけの御紹介になりましたけれども、時間のあるときにお目通しいただければと思います。

以上でございます。

○平林座長

ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか、どなたからも手は挙がりませんね。

ありがとうございました。もし、後で何かお聞きになりたいことがありましたら、事務局のほうにお問い合わせください。

続きまして、食品安全委員会決定の一部改正について事務局より説明をお願いします。

○栗山室長補佐

それでは、参考資料の2を御覧ください。

参考資料の2に基づいて、食品安全委員会決定の一部改正について御説明を申し上げます。

こちらは、4月2日の第936回食品安全委員会の資料の抜粋でございまして、タイトルにございます法律等が、この4月に施行されまして、食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁へ移管されたことなどに伴いまして、食品安全委員会決定の一部改正が行われました。

1ページ目の「2. 改正の概要」の(1)と(5)が農薬関係の文章でございまして、変更内容についての新旧の表が、農薬関係の部分を抜粋しておりまして、本資料の3ページ目以降を御覧いただきますと、例えば、3ページ目の一番下のところ、これまで厚生労働省となっていたところが、左側の改正後では、消費者庁ということで、そういう変更になるといった内容でございます。その後も同様のものになりまして、いずれも規定の整理ということになります。

以上でございます。

○平林座長

ありがとうございます。

ただいまの御説明に何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

そうしましたら、事務局からほかに連絡事項等ございますでしょうか。

○栗山室長補佐

特にありません。

○平林座長

それでは、以上をもちまして、第26回農薬第三専門調査会を閉会いたします。どうもあ

ありがとうございました。

以上